

香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き

－生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して－

令和6年10月

香川県教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

このような中、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が発出されました。

これを受けて、香川県教育委員会では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目指して、令和5年3月に「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応等を示しました。

また、香川県中学校部活動地域移行等推進協議会等において、公立中学校における学校部活動の地域移行に向けた課題整理及び課題解決の方策等の検討を続けているところです。

このたび、国の方向性を踏まえ、県内の公立中学校における学校部活動の地域クラブへの移行が推進されるよう「香川県中学校部活動地域移行等推進の手引き」を策定しました。

各市町においては、本手引きを参考に、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に向けた取組みを一層推進していただきますようお願いいたします。

令和6年10月

香川県教育委員会

目次

第1章 香川県が目指す姿

1 香川県における中学校部活動を取り巻く状況

(1) 中学校部活動の現状と課題	2
(2) 地域移行等に向けた取組みの状況	3
(3) 大会参加の資格等	4

2 手引き策定の趣旨

(1) 策定の趣旨	4
(2) 位置付け	5
(参考1) 学校部活動と地域クラブ活動の主な違い	

3 香川県が目指す姿

(1) 目指す姿	6
(2) 実現すべきスポーツ・文化芸術活動環境の方向性	6
(3) 見込まれる効果	6

第2章 学校部活動の地域移行等に向けた取組み

1 国・県・市町の取組み

2 地域クラブ活動

3 地域移行のロードマップ

(1) 協議会等の設置・開催	10
(2) 方針及び計画等の策定	12
(3) 方針及び計画等に基づく地域移行等の推進	
ア 運営団体・実施主体	12
イ 指導者	15
(参考2) スポーツ指導者に関する研修会及び指導者資格等 に関する情報	
ウ 参加者及び活動	17
エ 活動場所	18
オ 会費	19
カ 保険	19
キ 学校との連携等	20

4 地域移行に向けた県の取組み

(1) 市町における地域移行等に向けた県の取組み	
ア 香川県中学校部活動地域移行等推進協議会の開催	21
イ 部活動改革担当者意見交換会の開催	22
ウ 県総括コーディネーターによる支援	22
エ 関係者への情報発信	23
オ 指導者の確保	23
カ 指導者の質の向上	24
キ 教員等の兼職兼業	25
ク ニーズの把握	27
(2) 県立中学校における地域移行等に関する取組み	28

第3章 地域移行に係る主な課題と解決に向けた取組み

1 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備に関すること	30
(参考3) 地域移行に向けた流れ・運営形態の例	32
2 指導者の質の保障・量の確保	37
3 関係団体・分野との連携強化	38
4 面的・広域的な取組み	39
5 活動内容の充実	39
6 参加費用負担の支援等	40
7 学校施設の活用等	40

部活動の地域移行等に関する Q&A

学校部活動の地域移行を推進する上でのチェックリスト (例)

01

香川県が目指す姿

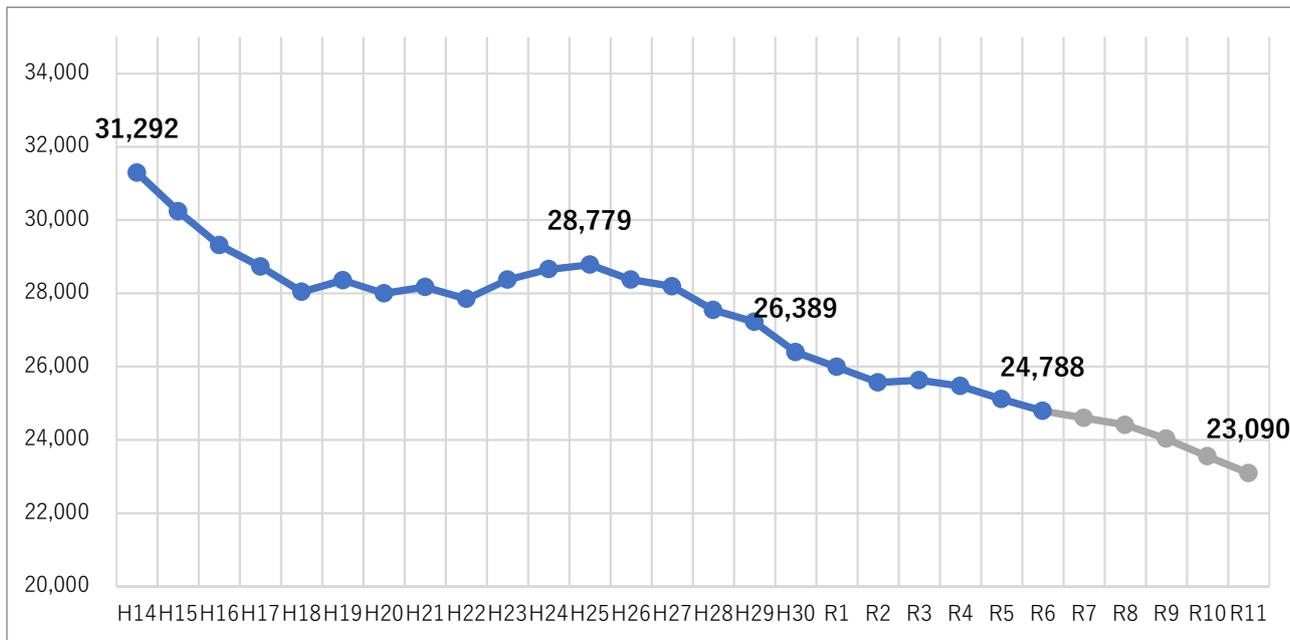
1 香川県における中学校部活動を取り巻く状況

(1) 中学校部活動の現状と課題

香川県の中学校生徒数は、この20年間で5,000人以上減少しており、令和10年度までにさらに約2,000人減少する見込みである（表1）。

表1 香川県中学校生徒数

※国立・公立・私立含む全中学校生徒数

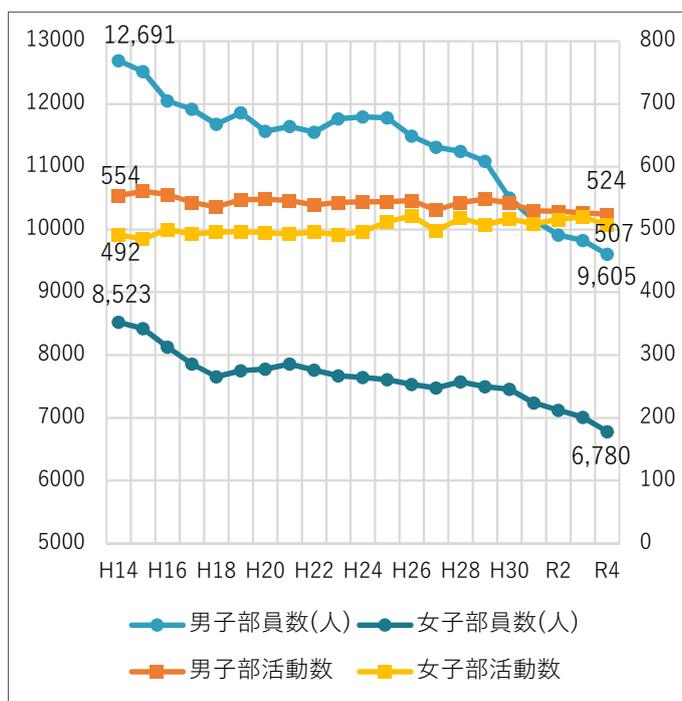


【学校基本調査（香川県教育委員会）より作成】

香川県の公立中学校運動部活動に所属している生徒数は、この20年間で減少（男子生徒約3,000人、女子生徒約2,000人）しているにもかかわらず、運動部活動数はほとんど変わっていない（表2）。このことにより、1運動部活動あたりの部員数は減少し、学校単位でチームが組めなくなる等、生徒の活動に支障をきたしている状況である。

同様に、公立中学校文化部活動に所属している生徒数も減少している（令和5年度5,794名→令和6年度5,582名）。

表2 運動部活動生徒数と運動部活動数



【中学校運動部活動に関する調査（香川県教育委員会）より作成】

香川県教育委員会による「令和6年度中学校部活動調査」では、次のような実態が明らかになった。

	運動部活動	文化部活動
部活動設置数	967 部 (男子 496、女子 471)	214 部
休日に活動している部活動数	899 部 (男子 465、女子 434)	83 部
専門的な指導ができる部に配置されている顧問の数	552 名 (全顧問数 1,200 名)	180 名 (全顧問数 367 名)
部活動指導員数	93 名	17 名
専門的な指導を行う外部指導者数	204 名	22 名

(令和6年度中学校部活動調査)

(2) 地域移行等に向けた取組みの状況

香川県教育委員会では、令和3年度からスポーツ庁及び文化庁の委託を受け、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実践研究及び実証事業を進めてきた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域スポーツクラブへの移行に向けた実証事業※1	東かがわ市 三豊市	東かがわ市 三豊市 高松市	東かがわ市 三豊市 高松市 宇多津町 琴平町	東かがわ市 三豊市 高松市 宇多津町 琴平町 さぬき市 坂出市
地域文化芸術クラブへの移行に向けた実証事業※2	琴平町	さぬき市	東かがわ市 三豊市 高松市	東かがわ市 三豊市 高松市 宇多津町 観音寺市
合同部活動の推進※3		東かがわ市	東かがわ市 善通寺市	

※1 令和3～4年度は「地域運動部活動推進事業（実践研究）」、令和5～6年度は「地域スポーツクラブへの移行に関する実証事業」

※2 令和3～4年度は「地域文化部活動推進事業（実践研究）」、令和5～6年度は「地域文化芸術クラブへの移行に関する実証事業」

※3 令和6年度から「合同部活動の推進に関する実証事業」はなし

(3) 大会参加の資格等

ア 香川県中学校体育連盟主催の大会

日本中学校体育連盟の方向性を踏まえ、香川県中学校体育連盟は、令和5年度から、地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生が香川県中学校総合体育大会に参加できることとした。

主催大会では、個人競技のみならず団体競技等においても、校長が認めた上で外部指導者による引率を可能とするよう、引率規程が見直された。

参考) 香川県中学校体育連盟

<https://kagawa-chutairen.sakura.ne.jp/>

イ 香川県吹奏楽連盟主催及び香川県合唱連盟主催の大会

香川県吹奏楽連盟及び香川県合唱連盟においても、連盟規約の改正や大会・コンクール出場に係る規定の見直しが行われ、主催大会では、単独校の出場だけでなく、複数学校の合同実施や地域クラブ等の出場も可能となった。

参考) 香川県吹奏楽連盟 → 連盟規約

<https://www.kagawa-suiren.jp>

参考) 香川県合唱連盟 → 香川県合唱連盟コンクール規程

<https://www.kagawa-choral.org>

2 手引き策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

中学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、責任感、連帯感を涵養するなど、生徒の自主的な学びの場として、大きな役割を担ってきた。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上など、学校運営上にも意義があり、さらに、学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況である。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

本手引きは、別途策定した「香川県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、生徒の豊かなスポ

ーツ・文化芸術活動の実現に向けて、各地域の実情に応じて、県内公立中学校における学校部活動の段階的な地域クラブへの移行を推進することを目的として策定する。

(2) 位置付け

本手引きは、国のガイドラインに示されている本県の推進計画に位置付ける。

なお、国の方向性等を踏まえ、必要に応じて、見直し・改訂を行う。

(参考1) 学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

■これまで（学校教育法に基づく学校教育活動）

	平日（月～金） 1日休み	土・日いずれか
	学校部活動	
運営	学校	
指導者	教員・部活動指導員	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
補償	災害共済給付	



■移行後（学校教育法に基づく学校教育活動から休日は社会教育法に基づく社会教育活動）

	平日（月～金） 1日休み	土・日いずれか
	学校部活動	地域クラブ活動
運営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体等
指導者	教員・部活動指導員	地域の指導者等
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設等
活動単位	学校単位	単一校に限らない
補償	災害共済給付	各種保険等



3 香川県が目指す姿

(1) 目指す姿

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

(2) 実現すべきスポーツ・文化芸術活動環境の方向性

香川県が目指す姿の実現に向け、以下のようなスポーツ・文化芸術活動環境を目指す方向性とする。

- ✓ 地域で多様な活動を楽しむことができる
- ✓ 有資格者や専門性のある指導者の指導を受けることができる
- ✓ 学校を越えた仲間を獲得することができる
- ✓ これまでの学校部活動に限らない多様な経験ができる
- ✓ 多様な世代と豊かな交流ができる
- ✓ 継続したスポーツ・文化芸術活動の機会がある

(3) 見込まれる効果

地域クラブ活動の推進は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域の実情に応じた推進により、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すものであり、生徒自身や地域社会に対する効果が期待される。

【生徒に対して見込まれる効果】

- 学校部活動にはなかった競技や活動に取り組むことができるようになる。
- 人数が集まらず部活動では組めなかったチームが組めるようになる。
- 中学校入学前から在学中、卒業後も活動を継続できるなど、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保につながる。
- 地域における多様な経験や学びにより、心身の健全育成につながる。

【地域社会に対して見込まれる効果】

- 地域における様々な活動が多世代交流の中で行われることで、地域の各種団体等の活動が活性化するとともに、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実につながる。
- 地域クラブ活動を通じて成長した生徒が、次世代の地域クラブ活動の担い手となるなど人材の好循環が生まれる。
- 地域住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の充実につながる。

02

学校部活動の地域移行等 に向けた取組み

1 国・県・市町の取組み



2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。

特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が次頁のような要件を設定し、登録・指定を行う等、適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

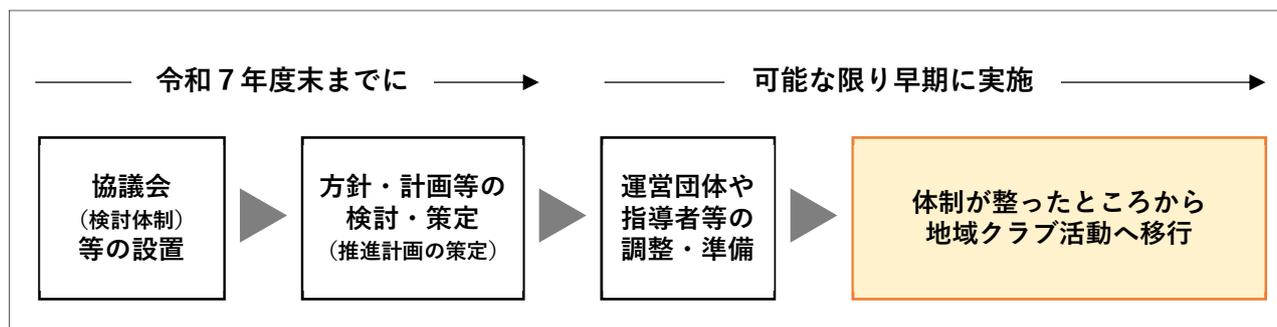
市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 定款・規約等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- などの要件が考えられる。

3 地域移行のロードマップ

少子化が進む中、子どもたちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備するため、令和7年度末までに各市町における方針等を策定し、可能な限り早期に学校や地域の実情に応じた休日の新たな地域クラブ活動の実現を目指す。また、平日における環境整備についても、できるところから取組みを進める。

<地域移行に向けた主な流れ（例）>



(1) 協議会等の設置・開催

首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、地域移行等に向けた方針及び計画等を検討・策定する。

<想定される協議会構成員>

- ・ 有識者
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署
- ・ 社会教育・生涯学習担当部署
- ・ 学校教育担当部署
- ・ 地域スポーツ・文化芸術団体等
- ・ 学校代表
- ・ 保護者代表
- ・ 総括コーディネーター 等

< 検討項目例 >

新たなスポーツ・文化芸術環境の在り方やその充実方策

- 所管の学校部活動における現状と課題の整理
- 「設置する学校に係る部活動の方針」の改善

スポーツ・文化芸術団体等の整備や支援

- 活動の運営団体・実施主体の形態
- スケジュール
- 複数の中学校の生徒が参加する合同部活動
- 運営団体を学校から市町とし、合同部活動・拠点校方式の活動
- 総括コーディネーター・コーディネーターの配置及び人材育成
- 総括コーディネーター・コーディネーター等による関係団体と学校との連絡調整
- 平日と休日の一環した指導体制
- 事故発生時の責任の所在、生徒同士のトラブルが起こった時の対応
- 事故発生時の対応、連絡体制

指導者の質の保障・量の確保方策

- 部活動指導員、外部指導者の配置・拡充
- 地域クラブ活動等から学校部活動への指導者派遣
- 地域クラブ活動等への教員の兼職兼業による指導者派遣
- 学校部活動の地域クラブ活動等への外部委託
- 効率的・効果的な指導の推進

活動場所となる施設の確保方策

- 休日の地域クラブ活動における学校施設の管理方法
- 指定管理者制度や業務委託の活用

会費や保険の在り方

- 会費の徴収
- 経済的に困窮する世帯への支援
- 保険の加入

関連諸制度等の在り方

- 希望する教員の兼職兼業による指導
- 「営利目的か非営利か」を問わない学校施設の開放・活用促進

※運営団体：地域クラブ活動を実施していく上で、その基盤となる組織。学校での部活動に代わって生徒を受け入れ、活動場所の利用調整、学校や競技団体等との連絡調整、スケジュール管理等を行い、スポーツ・文化芸術活動の機会を提供する役割を担う。

※実施主体：指導者の確保や調整を行い、活動場所に赴いて指導することや、活動場所の確保、安全管理を行う役割を担う。

※運営団体と実施主体は、別の団体であることも、同じ団体であることも、どちらも考えられる。

(2) 方針及び計画等の策定

(1) の協議会等における協議・検討を踏まえ、できる限り早期に、地域移行等に向けた方針及び計画等を策定する。

(3) 方針及び計画等に基づく地域移行等の推進

(2) の方針及び計画等に基づき、令和7年度末までに、地域移行に向けた取組みに着手し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の早期の実現を目指す。

ア 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体は以下のように多様なものを想定する。

地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブ ・ スポーツ少年団 ・ 体育・スポーツ協会 ・ 競技団体 ・ クラブチーム ・ プロスポーツチーム ・ 民間事業者 ・ フィットネスジム ・ 地域学校協働本部 ・ 保護者会 ・ 同窓会 ・ 複数の学校の運動部が統合して設立する団体 ・ 市町が設立する団体（一般社団法人や協議会等） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術団体 ・ 地域学校協働本部 ・ クラブチーム ・ 保護者会 ・ 同窓会 ・ 複数の学校の文化部が統合して設立する団体 ・ 市町が設立する団体（一般社団法人や協議会等） 等

※ 上記のような団体が想定できない場合は、新たな団体を立ち上げる必要があるが、体制が整備されるまでは、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署がその役割を担うことも考えられる。

<運営団体・実施主体の整備>

- 運営団体・実施主体となることが想定される組織・団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が少ないことが予想されるため、必要に応じて市町教育委員会や市町地域スポーツ・文化芸術振興担当部署のサポートが必要となることも想定される。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参

加日程等)を策定し、公表する必要がある。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にするなど、共通理解を図ることが大切である。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉(令和元年スポーツ庁)」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要がある。

<運営団体・実施主体の業務例>

- 運営方針・運営方法の決定
- 活動周知に係る広報活動
- 参加者の募集・受付
- 活動のマネジメント
 - ・ 活動計画の作成
 - ・ 活動実績報告書の作成
 - ・ 大会等への参加手続き
 - ・ 活動場所の確保
 - ・ 送迎バスの運行
 - ・ トラブルや事故発生時の対応 等
- 指導者のマネジメント
 - ・ 指導者の確保
 - ・ 保険加入
 - ・ シフト作成
 - ・ 従事時間管理
 - ・ 報酬の支払い
 - ・ 資質向上研修の実施 等
- 参加者のマネジメント
 - ・ 出欠確認
 - ・ 参加費の徴収
 - ・ 安全管理 等
- 参加者、保護者の満足度を高める工夫

< 運営方針等決定の手順例 >



イ 指導者

想定される地域クラブ活動の指導者は以下のとおりである。

- ・ スポーツ・文化芸術団体の指導者
- ・ 部活動指導員となっている人
- ・ 退職教員
- ・ 教員等の兼職兼業※
- ・ 企業関係者
- ・ 公認スポーツ指導者
- ・ スポーツ推進委員
- ・ 競技・活動経験のある大学生や保護者 等

※ 参考「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

- 県及び市町、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保することが必要である。その際、指導者の養成や資質向上の取組みを進めることが必要である。
- 県及び市町は、地域スポーツ・文化芸術活動の指導者、またそれを希望する関係者に対し、望ましい活動の在り方及び中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方、活動の運営等に関する研修等を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、必要な指導助言を行う。
- 地域クラブ活動の指導者は、生徒の発達段階に応じた適切で効果的な指導を行うために、当該運動種目・文化芸術分野の指導力だけでなく、指導者として必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応等の知見を身に付けておく必要がある。
- 地域クラブ活動を持続可能なものとするためには、参加者が将来、地域の指導者として子どもたちを指導したいと思う気持ちになるような、長期的な視点をもった活動を行うことも大切である。

<指導者の確保に向けて>

地域クラブ活動の指導者を確保するためには、地域の実情に応じて以下のような方策が考えられる。

- 地域人材の把握**
市町体育・スポーツ協会、文化芸術団体や地域学校協働本部等と連携し、既存の部活動指導者や外部指導者等、地域クラブ活動の指導者候補となる人材を把握する。
- 指導を希望する教師等の把握**
アンケート調査等を実施し、指導を希望する教師等のリストを作成する。
- 「香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポかがわ）」の活用**
「クラサポかがわ」に登録されている指導者に依頼したり、募集情報を出したりすることも考えられる。
- 企業・大学との連携**
地元企業との連携や、大学を通じて学生に指導者募集を行うことも考えられる。
- 民間事業者との連携**
スポーツクラブや人材派遣会社と連携することも考えられる。
- 広域連携での実施**
市町単独で確保できない場合には、近隣市町と連携することも検討する。

(参考2) スポーツ指導者に関する研修会及び指導者資格等に関する情報

【スポーツ指導者に関する研修会】

○外部指導者、部活動指導員等に関する研修会

研修名	主催	時期	対象
香川県部活動指導員研修会	県教育委員会	5月、10月	県立学校部活動指導員 ※公立中学校部活動指導員も可
香川県スポーツ指導者研修会	県スポーツ協会 県スポーツ指導者協議会 (共催)県教育委員会	2月頃	学校部活動等の指導者 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者

○「スポーツ協会、競技団体等が実施する研修」（日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid234.html>

【スポーツ指導者資格等に関する情報】

○公認スポーツ指導者とは（香川県スポーツ協会）

<https://www.kagawa-sports.net/sportsshidosya/>

○「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」（日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/women/tabid1331.html>

ウ 参加者及び活動

○ 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

○ 活動

競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。また、他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにすることも考えられる。

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、国及び県のガイドラインにおける学校部活動に準じた活動時間、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

< 特定の種目や分野に継続的に専念する活動以外の活動の例 >

- ・ 体験教室や体験型キャンプのような活動
- ・ レクリエーション的な活動
- ・ シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動
- ・ アーバンスポーツ
- ・ メディア芸術
- ・ ユニバーサルスポーツ
- ・ アート活動 等

< 適切な休養日等の設定 >

- 学校の学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

第2章 学校部活動の地域移行等に向けた取組み

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

<活動の周知>

- 市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。
 - ・ 生徒・保護者に対する説明会の開催
 - ・ 学校等と連携した生徒募集の案内
 - ・ 広報誌やHP等による活動情報の発信
 - ・ 広報誌やHP等による指導者や協力者の募集 等

エ 活動場所

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

<活動場所の確保に向けて>

- 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている県及び市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を進める。
- 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- 県、市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

オ 会費

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

<保護者等の負担軽減に向けて>

- 県及び市町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組みを進める。
- 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組み等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

カ 保険

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

<保険に係る留意点>

- 地域クラブ活動については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ安全保険等に加入する必要がある。
- 自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。
- 指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、保険加入が望まれる。

キ 学校との連携等

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

- 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。
- 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 地域移行に向けた県の取り組み

(1) 市町における地域移行等に向けた県の取り組み

県は、市町立学校において、地域の実態に応じた地域移行等が推進されるよう、以下の取り組みを行う。

ア 香川県中学校部活動地域移行等推進協議会の開催

- 県における中学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への段階的な移行等を含む環境づくりに向け、関係者の中で情報共有や意見交換・調整を行う推進協議会を設置する。
- 推進協議会は、香川県教育委員会、各市町（学校組合）教育委員会及び学校・スポーツ・文化芸術活動関係団体等※をもって構成する。

※学校・スポーツ・文化芸術活動関係団体

- ・ 香川県スポーツ協会
- ・ 香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
- ・ 香川県スポーツ少年団
- ・ 香川プロスポーツ連絡協議会
- ・ 香川県中学校長会
- ・ 香川県中学校体育連盟
- ・ 香川県小・中学校文化連盟
- ・ 香川県吹奏楽連盟
- ・ 香川県合唱連盟
- ・ 香川大学
- ・ 香川県 PTA 連絡協議会

- 推進協議会は2回の定例会のほか、5回程度のワーキンググループを開催する。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
推進協議会の開催 (ワーキング含む)				

※ 令和8年度以降は国の方向性や各市町の推進状況等を踏まえ設置を検討する。

イ 部活動改革担当者意見交換会の開催

- 各市町の取組みと推進状況、成果や課題等を把握することを目的に、全ての市町と意見交換会を開催する。

また、市町が学校や地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動の実現に向けた取組みを進める上で必要な助言等を行う。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
意見交換会の開催	意見交換会の開催（年2回程度）		必要に応じて開催	

ウ 県総括コーディネーターによる支援

- 市町に対して、中学校部活動の地域移行等の推進に向けた課題解決の方策や地域事情を反映した進め方等に関する指導・助言等を行うことを目的に、県に総括コーディネーターを配置する。
- 県総括コーディネーターは、各市町の現状及び課題等の把握、課題解決の方策等に向けたヒアリング、助言を行う。
- 県総括コーディネーターは、コーディネーターに対し相談事項がある場合に相談できる窓口を設置する。実施方法はメールやWeb会議等を活用し、推進の助言を行う。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
県総括コーディネーターによる支援	市町へのヒアリング、助言		必要に応じて開催	
	相談窓口設置			

※ 令和8年度以降は国の方向性や各市町の推進状況等を踏まえ配置について検討する。

エ 関係者への情報発信

- 地域移行等の背景や県のスポーツ・文化芸術活動環境の将来像、見込まれる効果等について、市町、生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等に対して、定期的に周知する。
- 各地域の優れた取り組みや課題を共有することを目的に、市町、保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等を対象として、部活動改革シンポジウム（仮称）等を開催する。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
関係者への 情報発信				

【情報発信ツール】

- ・ 香川県教育委員会ホームページ「中学校部活動改革」
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hokentaiiku/taiiku-sports/jh_school_bukatudoukaikaku.html
- ・ リーフレット、チラシ
- ・ 香川県教育委員会教育広報誌
- ・ 香川県広報誌 等

オ 指導者の確保

- 「香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポかがわ）」を設置し、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導やサポートができる地域人材の発掘を行うとともに、指導を希望する地域の指導者の登録、地域クラブ活動等の指導者の配置を検討している市町に情報提供することができるようにする。
- 指導者になり得る人材を有する団体の研修会・説明会等の場を活用し、県指導者人材バンク（クラサポかがわ）への登録促進に取り組む。
- 県スポーツ協会や関係競技団体等へ県指導者人材バンク（クラサポかがわ）を周知し、指導を希望する人材の登録促進に取り組む。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指導者の確保				

第2章 学校部活動の地域移行等に向けた取組み

- ・香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク（クラサポかがわ）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hokentaiiku/taiiku-sports/jinzai_bank.html

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動をサポート
香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク
クラサポかがわ

あなたの経験を、子どもたちの未来へ。

指導者登録は
3分でOK!

資格や教員免許がなくてもOK。
指導経験は問いません。

香川県がめざす
子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の未来

- 地域で多様な活動を楽しむことができる
- 有資格者や専門性のある指導者の指導を受けられる
- 学校を超えた仲間を獲得することができる
- これまでの学校部活動に慣れない多様な経験ができる
- 多様な世代と豊かな交流ができる
- 継続も断続したスポーツ・文化芸術活動の機会がある

「香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク」とは？

香川県教育委員会では、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる機会の確保を目指し、中学校部活動の地域移行に取り組んでいます。

香川県地域クラブ活動等指導者人材バンク(クラサポかがわ)は、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の指導やサポートができる地域人材の発掘を行うとともに、指導を希望する地域の指導者に登録いただき、地域クラブ活動等の指導者の配置を検討している市町教育委員会に情報提供するものであり、香川県の中学校部活動の地域移行を推進し、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動をより一層充実させるためのものです。

【人材バンクご利用の流れ】



人材バンクに関するQ&A

- Q. 対象となる部活動(部活や運動会など)は学校の部活動で行っているものでしょうか？
- A. 登録した部活動内容については問いませんが、どの運動でも幅広く登録することができます。
- Q. 指導者の資格をもちたい場合は登録できますか？
- A. 資格や指導経験がなくても登録可能です。フォームの内容で伝えられる範囲内の情報だけで登録できます。
- Q. 登録後、依頼があった場合は必ず引き受けなければならないのでしょうか？
- A. 必ず引き受けなければならないわけではありません。部活動内容や条件が合わない場合にはお断りしても構いません。
- Q. (指導者になつた場合)報酬は支払われますか？
- A. 報酬や交通費等については、市町や運営団体・実施主体となる団体の規定に基づいて支払われます。
- Q. 情報を公開されると不安を感じますか？
- A. すべての情報を公開するわけではありません。個人が特定される情報は非公開となります。

特記事項

- ・登録した内容については、必ず子どもが安全に活動できるように、適切な情報に基づいて適切な指導や情報共有が求められています。目的外の使用は一切ありません。
- ・登録者が必ず採用されるわけではありません。

お問い合わせ

香川県教育委員会 部活動 部活動推進課
香川県高松市大浜町 番 1 号大浜庁舎 4 階
TEL: 0878324764 FAX: 08740064235 E-mail: hokentaiiku@pref.kagawa.jp

カ 指導者の質の向上

- 学校部活動及び地域クラブ活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する内容をまとめたガイドライン及び本手引き等について、地域クラブ活動を実施する際の参考資料とするため、外部指導者やスポーツ・文化芸術団体等の関係者に情報提供を行う。
- 県立学校の部活動指導員を対象とした研修会を開催するとともに、市町立中学校の部活動指導員や外部指導者、地域クラブ指導者等も参加できるようにする。
- 県スポーツ協会等と連携し、各指導者に対して研修の周知及び積極的活用を促す。
- 県指導者人材バンク（クラサポかがわ）に登録している指導希望者に対して研修を実施する。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指導者の質の向上	指導者にガイドライン等を広く周知			
	研修等の随時開催			

キ 教員等の兼職兼業

- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適切に兼職兼業を行えるよう、また、指導を希望しない教員が兼職兼業により指導を行うことのないよう徹底するとともに、必要に応じて規定や運用の改善を行う。
- 休日の部活動指導を含め、教員の部活動指導に関する意識調査等を行い、実態を把握する。同調査の結果を基に、希望しない教員が指導に携わらない体制、部活動指導の在り方について検討する。

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（文部科学省）より抜粋

【サービス監督教育委員会における留意事項等】

- **兼職兼業を希望しない教師等への依頼の禁止について**
 - ・ 地域団体等は、教師等が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることは防がなければならない、そうした依頼を行ってはなりません。
 - ・ サービス監督教育委員会及び校長等は、周囲による黙示的な圧力により、教師等が無理に希望させられることがないように、本人の意思等をよく確認する必要があります。
- 教師等から兼職兼業の許可の申請があった場合は、サービス監督教育委員会は、関係法令に基づき、学校運営に支障がないか、保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであるか、学校や教師の信用を失墜させることはないか、といったことに十分留意して判断することが重要です。

この際、例えば、地域団体の活動に従事する予定であった時間において教師等としての勤務が急遽必要となった場合には教師等としての勤務に当たれるようにしておくなど、あらかじめ、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等を行うことが望ましいです。

なお、地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教師等の方は、判断に迷うことがあれば上司である校長等やサービス監督教育委員会（教職員のサービスを監督する部署）に事前によくご相談ください。
- **労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、次の事項に留意が必要です。**
 - ・ 教師等が地域団体に雇用される形で兼職兼業を希望する場合には、教師等の心身の健康を確保するため、以下のような対応を行うことが求められます。
 - 学校における「労働時間」※1と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする（「時間外在校等時間」※2も含めて通算された時間について確認・判断することが望ましい）が、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と

地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内※2となることが望ましい。

➤ なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。

- ・ このため、サービス監督教育委員会（及び学校）ではあらかじめ、
 - ①地域団体の事業内容、②地域団体における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容、③労働時間通算の対象となるか否か 等
 について確認するとともに、
 - ④兼職兼業の許可後も、定期的に当該教師等の労働時間・在校等時間について確認すること
 が考えられます。

- ・ サービス監督教育委員会は、実施主体が異なるために教師等の業務等の実態に関知しない、という対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師等の労働時間等についてしっかりと把握し、事前及び兼職兼業期間中において適切な管理を行い、通算した時間が長時間にわたることがないように、当該教師等の心身の健康の管理を行うことが必要です。

このため、教師等のみならず、地域団体や学校とも連携を図ることが必要です。

※1 教師としての所定労働時間といわゆる「超勤4項目」の業務を時間外業務として命じられて当該業務に従事した時間の合計。

※2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定。

【運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）】

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
		雇用	業務委託・請負 (※1)	有償ボランティア (※3)	
勤務形態	委託(委嘱)(※1)	雇用	業務委託・請負 (※1)	有償ボランティア (※3)	無償ボランティア
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金(委託報酬※2)	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

Q & A

Q 非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？

A フルタイム勤務の非常勤講師の場合は、常勤職員と同様に許可が必要ですが、パートタイムの会計年度任用職員の場合は許可は不要です（当然ながら非常勤講師として勤務している時間に重ならないなど、非常勤講師としての本務に支障が出ないようにするための事前相談や調整は必要です）。

Q 地域に人材がないため、教師である自分がやらざるを得ません。

A 教師が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはなりません。もし強要されるようなことがあれば、服務監督教育委員会に相談しましょう。

Q 学校で行う活動の場合は、兼職兼業とはみなされないのでしょうか？

A 指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域団体の指導者として、地域団体の監督下で行う場合等は、兼職兼業の対象となります。

Q 地域団体と雇用契約を結んだ際は、労働基準法が適用されるということでしょうか？

A そのとおりです。時間外労働に対しては割増賃金が支払われるなど、労働基準法に則った労務管理が求められます。もし不当な扱いがあった場合は、所轄の労働基準監督署や服務監督教育委員会にご相談ください。

ク ニーズの把握

- 県内の公立学校等に在籍する生徒及びその保護者、県内公立中学校等に所属する教員を対象としてアンケートを実施し、部活動の地域移行等に関する意識を把握する。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニーズの把握				

(2) 県立中学校における地域移行等に関する取組み

- 県立中学校の休日の学校部活動における地域クラブ活動への移行体制を構築する。
- 令和8年度以降、県立中学校において、休日に教員が学校部活動に携わる必要がない環境を実現することを目指す（できる限り早期の実現を目指す）。

内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
県立中学校における学校部活動の地域移行				

03

地域移行に係る主な課題と 解決に向けた取組み

1 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備に関すること

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備に関して、これまでの実証事業では、以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 東) 市内中学校における全部活動の受け皿として「東かがわクラブ」を設置し、総括コーディネーターを会長、中学校長を副会長、指導主事を事務局長とすることで、学校と連携しながら、学校部活動の地域移行を段階的に行うことができている。
- 東) 総括コーディネーターとして、元中学校校長を採用することで、市内小中学校との連携を効果的に行うことができた。
- 東) 種目ごとにコーディネーターを配置し、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の連携における窓口として活動した。コーディネーター協議会を年間5回実施し（オンライン開催含む）、種目間の情報共有についても積極的に行った。
- 琴) 移行時期の決定に課題があった。新入生や他市町からの生徒の参加を考えると、地域移行と指導者の交代を4月にするべきところであるが、3年生の部活動引退が7月になるため、指導者の交代は3年生引退後とすることにした。その間、クラブコーチには部活動の外部コーチとして指導に当たってもらい、スムーズな引継ぎのための指導期間とした。
- 高) 生徒、保護者、教職員に対して部活動等に関する調査をWEB上でのアンケート方式で行った。生徒と教職員については、1人1台端末として配付されたタブレットPC及び、公務用PCを活用して、在校時間内に回答するよう指定した。任意回答としていたが、調査期間内に校長会からのアナウンスによる協力もあり、生徒が約70%、教職員が約60%と高い回答率を得ることができた。
- 三) 一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団（通称：ミクスポ）は、市の「放課後改革」の担い手であり、広告塔であるという意識を持ち、積極的にPRになる活動を行っている。また、ミクスポ設立を機に、部活動改革や地域スポーツの振興に関心を持ってくれた市民やスポーツ団体からの要望等についても、できる限り前向きに取り入れるよう工夫している。
- 宇) 学校運営協議会で、学校部活動の地域移行の現状や進捗状況について報告したり、意見をいただいたりすることで、少しずつ地域移行のことが広がっている。また、ダンス等の新たな地域クラブの立ち上げにつながった。

また、これまでの地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実践研究及び実証事業から、地域スポーツクラブ活動の運営形態は以下のように整理することができる。

【地域スポーツクラブ活動の運営形態の例】

類型例		運営形態	R5 実証事業 運営形態
区分	運営例		
市町運営型	A-1 地域団体・ 人材活用型	市町教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	高松市 琴平町
	A-2 任意団体設立型	市町が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	東かがわ市 三豊市
	A-3 競技団体連携型	市町が競技団体と連携して運営する形として実施	
地域スポーツ団体等運営型	B-1 総合型地域スポーツ クラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	
	B-2 体育・スポーツ 協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	宇多津町
	B-3 民間スポーツ 事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	
その他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施	

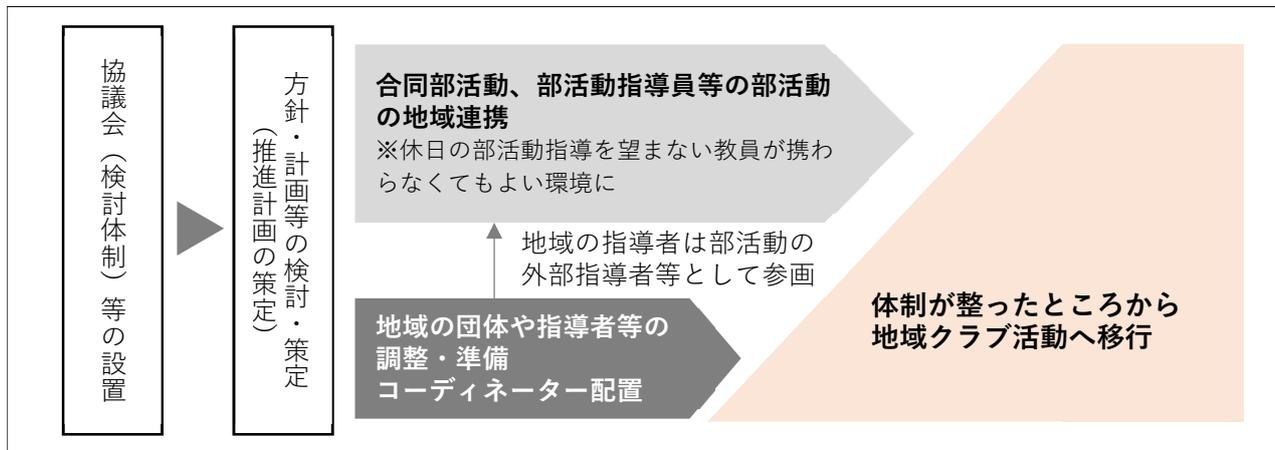
※ 上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

参考) スポーツ庁地域スポーツクラブ活動体制整備事業成果報告書

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_pref_00037.html

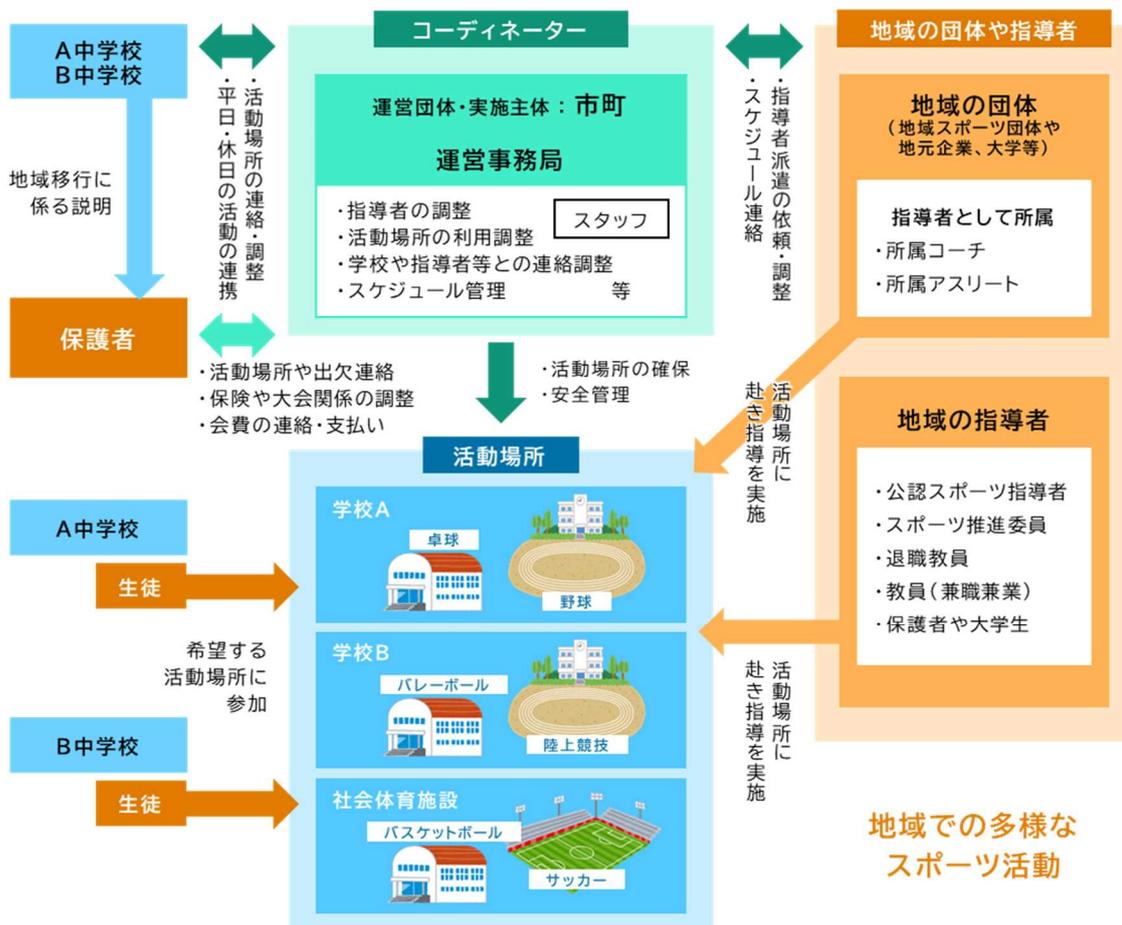
(参考3) 地域移行に向けた流れ・運営形態の例

【地域団体・人材活用型】市町教委が地域の団体や地域の指導者と連携し、運営する形で実施

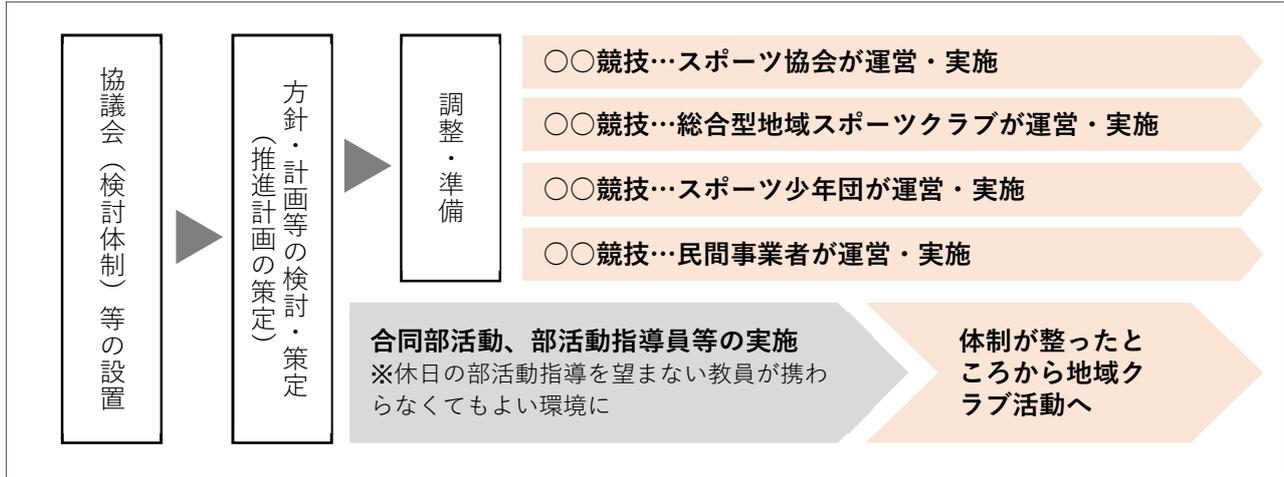


- 市町が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域の指導者に依頼を行ったりするなど、指導者等を活動場所に派遣する。

(体制イメージ)



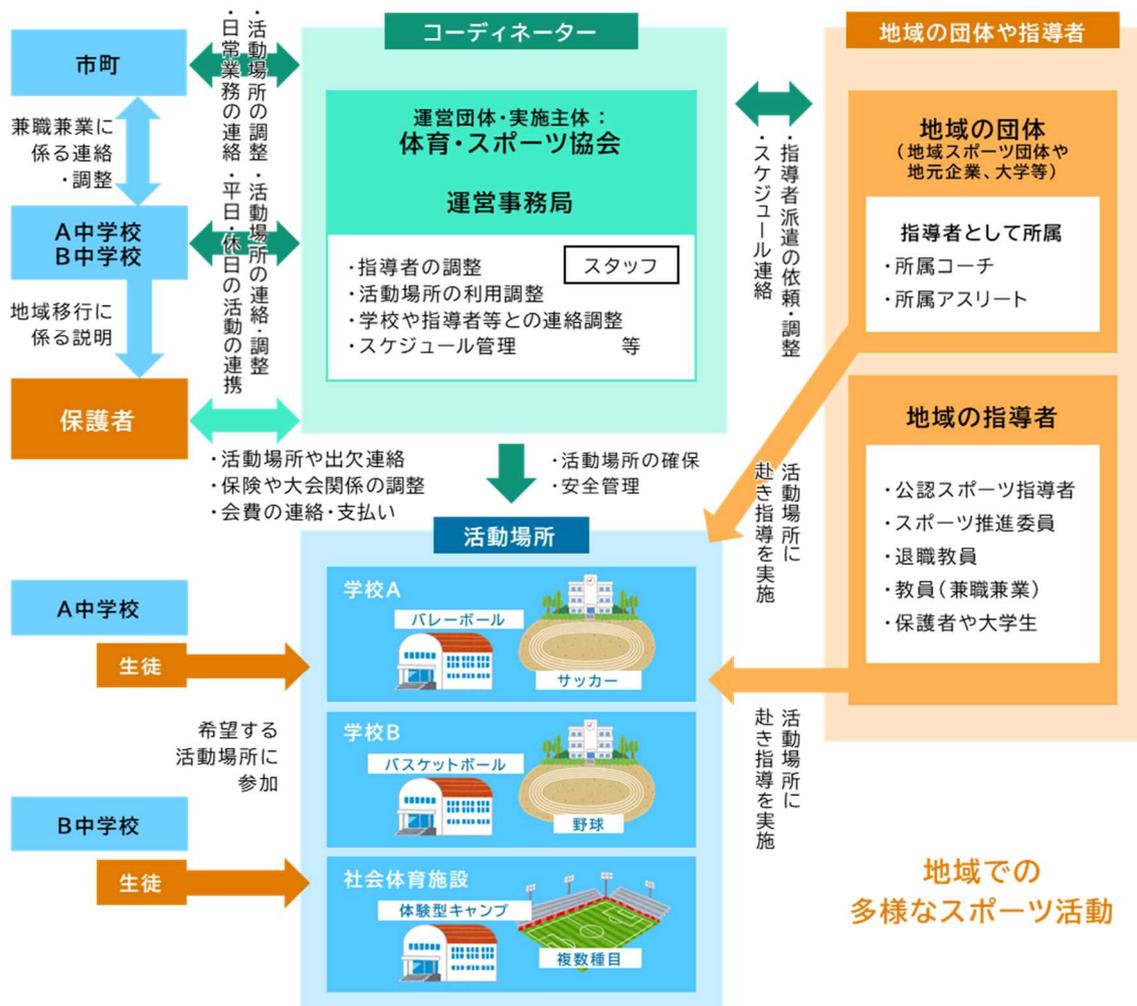
【地域団体等運営型】（種目、競技等に応じて）地域団体等が運営する形として実施する場合



○ 体育・スポーツ協会運営型

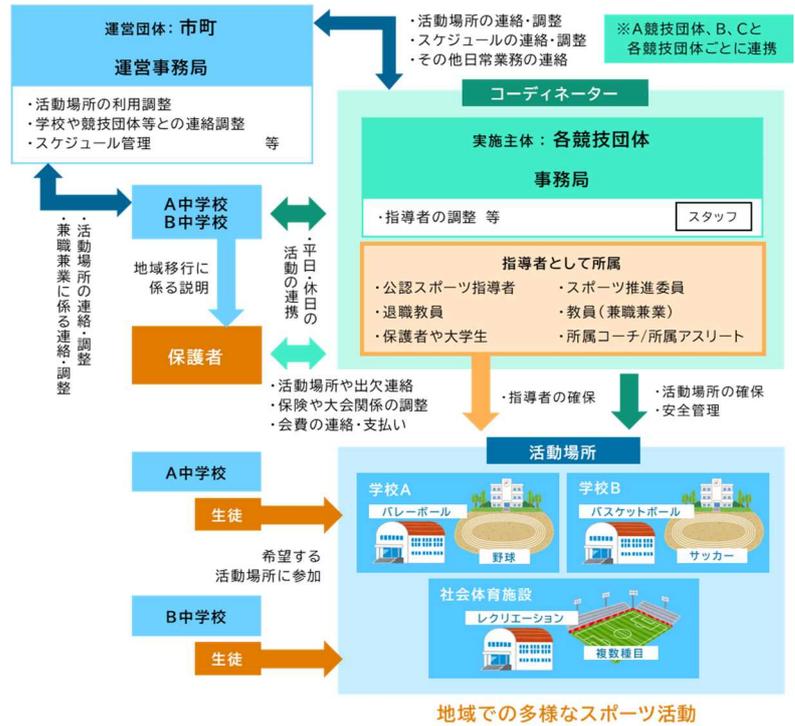
- ・ 体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・ 体育・スポーツ協会は、地域の指導者である、例えば、公認スポーツ指導者や退職教員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

(体制イメージ)



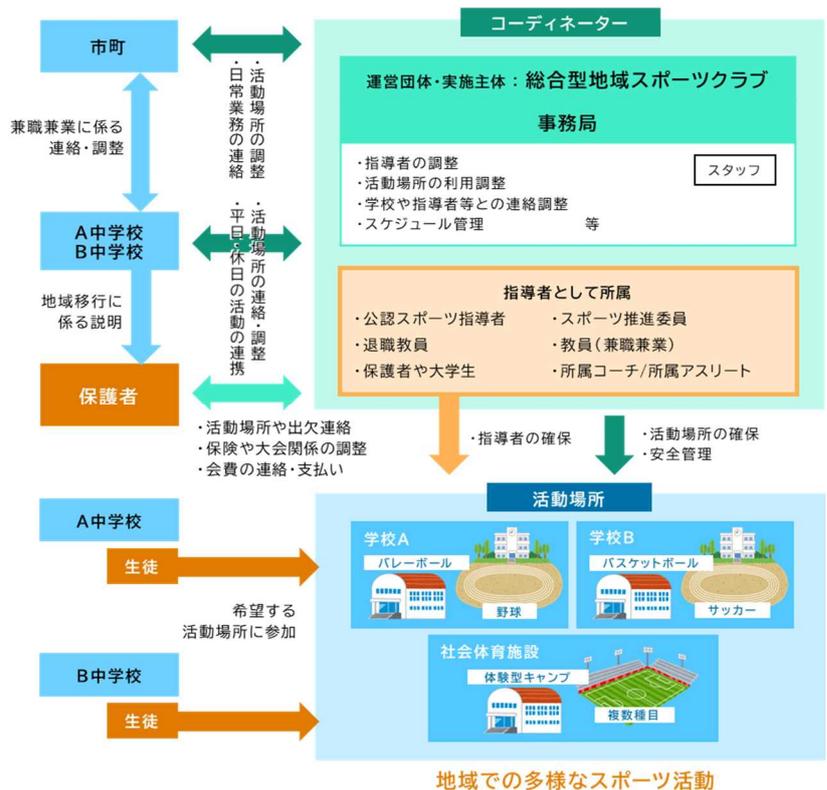
○ 競技団体連携型

- 市町が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。



○ 総合型地域スポーツクラブ運営型

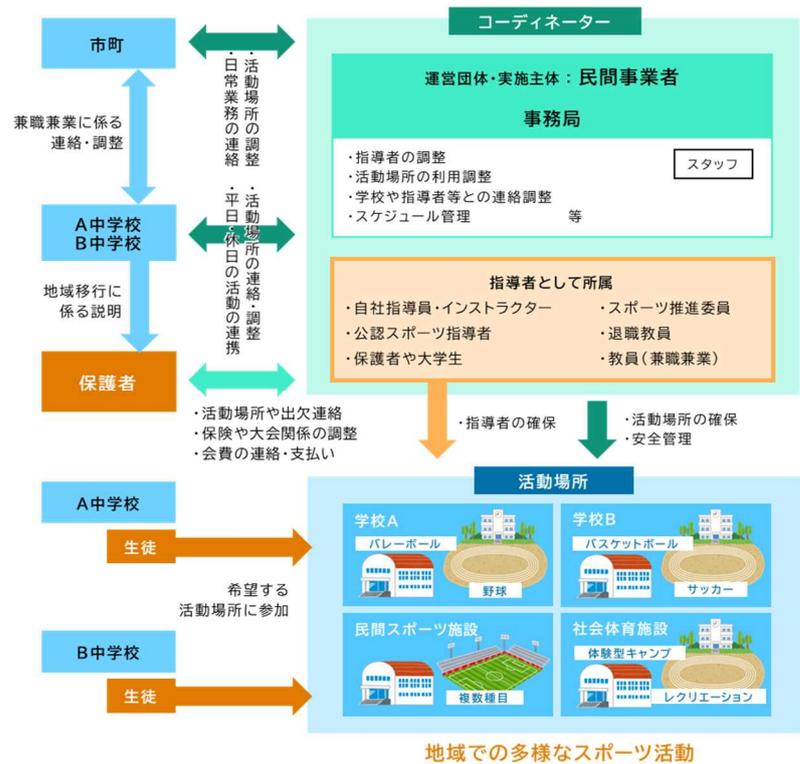
- 総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。



第3章 地域移行に係る主な課題と解決に向けた取組み

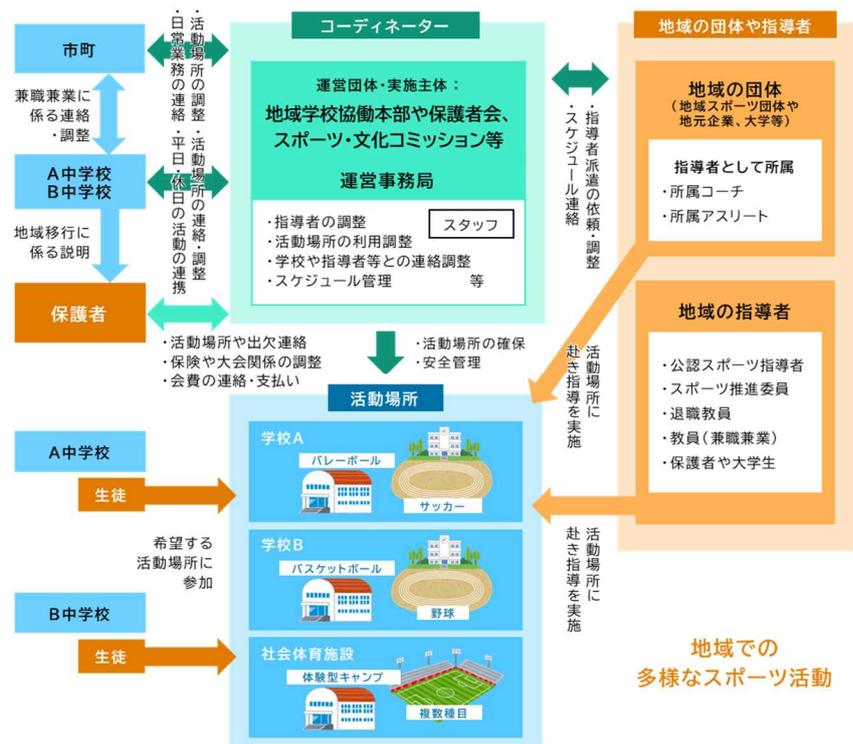
○ 民間事業者運営型

- ・ 民間事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・ 公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が民間事業者に所属して指導を行う。



【その他の類型】

- ・ 地域学校協働本部や保護者会、スポーツ・文化コミッション等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・ 運営事務局は、地域の指導者である、例えば、退職教員や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者を派遣する。



2 指導者の質の保障・量の確保

教員に代わって指導できる指導者の確保及び指導の在り方について、これまでの実証事業等では以下のような取り組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取り組みから

- 東) 東かがわクラブの指導に関しては、複数の指導者による指導を原則とし、組織的な指導方法について各種目で検討した。学校部活動の指導に関して、1部活1顧問による指導体制が主であったため、組織的な指導体系については、継続的に検討を深めていく必要性を感じた。
- 東) 大学生を補助指導員として採用しているが、選考面接の際には、種目コーディネーターも面接官として参加し、直接、学生に対して質問を行った。面接時に、子どもたちにどのように接してほしいか、期待する活動内容について学生に伝えておくことにより、採用後、指導員との連携をスムーズに行うことができた。
- 高) 実証事業実施前に行った保護者説明会において、馴染みのない指導者が、子どもたちの指導に加わってくることは、活動体制への影響が及んでしまうのではないかと不安視する保護者は多かった。このような課題があったため、実証事業中の統括責任者は教育委員会が行うこととし、活動の視察において関係者への聞き取り等を実施した。
- 高) 指導者として依頼した方の中には、初めて該当生徒の指導に携わる方もいたため、指導で知り得た個人情報等の取り扱いに対する研修は念入りに行った。
- 三) 市で指導者人材バンクを設置し、登録要件については、できる限り幅広く募集したいという前提はありつつも、子どもたちを預ける指導者の質の保障の観点より、一定基準以上の資格の保有や、市教委、学校などの推薦を要件とした。また、必ずしも市内人材である必要性もないため、近隣市町や愛媛県の自治体にも募集チラシを配布しており、現在は、同様のバンクを設置している県内他自治体との連携を検討している。

3 関係団体・分野との連携強化

体育・スポーツ協会や各種競技団体、総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体等との連携、また生徒の移動等に係る地域公共交通との連携に関して、これまでの実証事業では以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 高) 地域関係者(地元の商工会など)とも連携を図った。地域のスポーツ活動を知ることが、地域移行に向けた取組みの幅を広げていくきっかけとなった。
- 高) 検討・協議する会議については、限られた回数・時間の中で行うことから、一人でも多くの方から意見をいただけるよう、委員長には事前打ち合わせを行った。各委員にも資料等の事前配付を行った上で会議に臨んでもらえるよう心掛けた。
- 宇) スポーツ少年団の代表者と中学校、教育委員会で、部活動の休日の地域移行について協議できたことは、互いの現状がわかり、今後のそれぞれの活動についての課題を共有し合うことができ、休日の地域移行を考えていく上で有意義なものとなった。
- 東) 平日におけるスクールバスの有効利用に関しては、下校する小学生を送迎した後のバスを有効利用するために、事前の準備段階において、小中学校のバス担当者と協議する場をもったことで、スムーズな連携を行うことができた。
- 東) できる限り生徒の活動時間を確保するため、スクールバスの待ち時間や移動に要する時間を考慮し、市内3小中学校が時程変更等協力をしてくれた。

4 面的・広域的な取組み

地域移行に取り組む中学校における幅広い部活動の地域クラブ活動への移行の取組み等に関して、これまでの実証事業では以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 三) 3～4校の合同チーム化について、学校現場からは、「人数が多くてベンチに入れない生徒が生まれる」、「移動距離が長すぎる」との意見もあったが、少子化が進行する三豊市においては近隣2校での合同部活動では、数年後に再び部員不足が生じる可能性が高いため、市内全学校を対象とした広域的な取組みとした。

5 活動内容の充実

生徒のニーズに応じた取組みやレクリエーション的な活動、インクルーシブな活動、世代間交流に関する取組み等について、これまでの実証事業では以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 東) 東かがわクラブで新しく機会を設けるのではなく、これまで東かがわ市で実施していた小学生や高校生に関する取組みに東かがわクラブの指導員や事務局が関わることで、中学校部活動の地域移行について伝えることができ、結果として幅広い活動となった。
- 高) 学校部活動には設置されていないダンスができる機会を確保し、参加した生徒や保護者からは継続的に実施してほしいとの声が多くあった。

6 参加費用負担の支援等

費用負担の在り方等に関して、これまでの実証事業では以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 高) スポーツ少年団を受け皿として実施した。通常、近隣の公共のスポーツ施設を利用した活動を行うものであるが、中学校の体育施設を使用できるようにしたことで、施設使用料を大幅に削減することができた。
- 高) 市が所管する施設を活用したため、使用料減免が可能となり、保護者の負担を軽減することができた。

7 学校施設の活用等

学校施設の効果的な活用や管理方法等に関して、これまでの実証事業では以下のような取組みが行われている。

東…東かがわ市 三…三豊市 高…高松市 宇…宇多津町 琴…琴平町

これまでの実証事業の取組みから

- 高) 近隣の公共のスポーツ施設の事務所において、中学校の体育施設（武道場）の鍵が管理されていることから、その施設が開場している利用時間内であれば、教員が不在であっても、利用団体が学校体育施設を活用することができた。

部活動の地域移行等に関する Q & A

Q1 「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（地域移行）」はそれぞれどのようなものですか。

A 学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを「地域連携」と称しています。

地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはそもそもその責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行」と称しています。

Q2 合同部活動、合同チーム、合同練習はどう異なるものですか。

A 合同部活動は、複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することを指し、その際は1人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置されることとなります。そのため、運営の主体と責任の所在をはっきりとさせ、生徒や保護者の理解を得て行うことが必要です。

合同チームや合同練習は、それぞれの学校に部活動がありそれぞれに指導者がいるものの、あくまで一時期に、大会に同じチームとして出場したり、一緒に練習をしたりするものです。

Q3 平日の活動時間を2時間程度、休養日を週2日以上設けること等が示されているのはなぜですか。

A 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会（※））では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされています。スポーツ医・科学に基づく適切な運動部活動の実施により、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことが期待されます。

また、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問や地域スポーツクラブ活動の指導者等は、こうしたことを正しく理解した上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、短時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことが期待されます。

（※）団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成30年4月1日）

Q4 部活動指導員と外部指導者の違いは何ですか。

A 部活動指導員は、学校教育法施行規則に基づき学校設置者が雇用する正規の職員で、部活動の顧問となることが可能です。外部指導者は、部活動指導員以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方のことを指します。外部指導者の報酬の有無や条件、待遇の取扱いは、各学校設置者や学校の判断となります。

外部指導者は、部活動指導員と比べて柔軟な活用が可能ですが、適切な外部指導者の採用や必要な研修の実施等については、各学校設置者や学校の責任において、ご判断いただくこととなります。

Q5 平日に活動を行わない地域クラブ活動が、土日とも活動することはできないのですか。

A 平日に活動を行わず、土日だけ活動する地域クラブ活動の場合でも、原則として土日のどちらかを休養日とすることが適切です。

一方、例えば、平日の学校部活動と連続的なものにとらえられる場合（特定の競技に関して、参加者が同じで指導者のみ違う場合等）において、学校部活動は週当たり少なくとも2日以上休養日を設定した上で、地域クラブ活動を土日とも実施する場合などには、『原則』とある通り、どのように地域移行を進めて行くかという地域の方針にも応じて、指導者・生徒・保護者の合意のもと、柔軟に運用することも可能です。

ただし、この場合でも、参加者・指導者共に過負荷にならないようにという観点から、第○土（日）曜日は休養日とする、日曜日の活動は自由参加（他の曜日の活動と非連続）とする、オフシーズンを設ける等の工夫を行うことも考えられます。

Q6 部活動の指導を続けたい教師はどうすればいいのでしょうか。

A 報酬を得て地域クラブ活動での指導を希望する教師については、服務監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能です。

詳細は、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（文部科学省）をご参照ください。

Q7 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する指針」において教師の在校等時間は45時間以内を目安にしていたが、兼職兼業で行う指導と合計して45時間を超える（ことが見込まれる）場合は、兼職兼業をしてはいけないのですか。

A 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する指針」は教師等の健康確保等のために「時間外在校等時間」の上限を示しており、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（文部科学省）においても、これに収まることが望ましいとしているものであり、本人の希望や本務への支障の有無、健康確保がなされているか確認の上、法令上の上限（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）まですることは認められます。

Q8 地域クラブ活動で指導者のハラスメント行為等のトラブルが起こった場合はどこに相談すればいいのですか。

A 地域クラブ活動において指導者がハラスメント等を行った場合は、指導者本人、運営団体・実施主体が責任を負うことになります。

そのうえで、団体が自ら設ける相談窓口や、自治体が設ける第三者窓口をご活用いただくとともに、問題がある場合は、地域クラブ活動を所管している自治体の担当部署にご相談ください。(国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」において、都道府県及び市区町村に対して地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うことを求めています。)

(参考) スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト (FAQ)」

学校部活動の地域移行を推進する上でのチェックリスト（例）

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の在り方やその充実について	
	所管の学校部活動における現状と課題（生徒の多様なニーズ等）について、整理しましたか。
	現状と課題の整理を踏まえ、「設置する学校に係る部活動の方針」の改善について、検討しましたか。
	市町の地域クラブ活動の活動状況や課題等について、整理しましたか。
2 「スポーツ・文化芸術団体等」の整備や支援について	
	活動の運営団体・実施主体の形態について、検討しましたか。
	どのようなスケジュールで進めるか、検討しましたか。
	複数の学校の生徒が参加する合同部活動について、検討しましたか。
	運営団体を学校から市町とした、合同部活動・拠点校方式等の活動について、検討しましたか。
	部活動改革の中核的な役割を担う総括コーディネーターを配置することについて、検討しましたか。
	各校のコーディネーターによる、関係団体と学校との連絡調整の方法について、検討しましたか。
	総括コーディネーターやコーディネーター等の人材育成について、検討しましたか。
	平日と休日の一貫した指導体制について、検討しましたか。
	事故発生時の責任の所在、生徒同士のトラブルが起こったときの対応について、検討しましたか。
	保護者の同意を得て参加者を募る方法について、検討しましたか。
	事故発生時の対応を含む連絡体制について、検討しましたか。
3 指導者の質の保障・量の確保について	
	地域の人材等を活用するなど、部活動指導員や外部指導者の配置・拡充について、検討しましたか。
	部活動指導員や外部指導者の研修内容や研修方法等について、検討しましたか。
	地域クラブ活動等から学校部活動への指導者派遣について、検討しましたか。
	地域クラブ活動における指導者の研修内容や研修方法等について、検討しましたか。
	希望する教員の地域クラブ活動等への兼業兼職による指導者派遣について、検討しましたか。
	学校部活動の指導や運営を地域クラブ活動等へ外部委託することについて、検討しましたか。
	効率的・効果的な指導の推進について、検討しましたか。
4 活動場所となる施設の確保について	
	地域の施設等、活動場所となる施設の確保について、検討しましたか。
	休日の地域クラブ活動における学校施設の管理方法について、検討しましたか。
	「営利目的か非営利か」を問わない学校施設や公共施設の開放・活用促進などについて、検討しましたか。
	指定管理者制度や業務委託の活用について、検討しましたか。
5 「会費」や「保険」について	
	参加者からの会費の徴収について、検討しましたか。
	経済的に困窮する世帯への支援について、検討しましたか。
	参加者の保険の加入について、検討しましたか。